

最高裁秘書第1290号

平成31年3月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年2月18日付け（同月20日受付、最高裁秘書第899号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成17年から平成30年までの間の、裁判所職員に対する加害行為の件数を年単位で取りまとめた文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）